

登録訓練機関の登録等に関する取扱要領の制定に関する  
意見公募の結果について

令和7年12月1日  
国土交通省航空局

国土交通省では、令和7年10月21日から令和7年11月19日までの期間において、登録訓練機関の登録等に関する取扱要領の制定に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、計3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。本件に直接関係が無かった御意見についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 御意見の概要及び国土交通省の考え方

番号	御意見の概要	ご意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	<p>【同等以上の能力を有する者】</p> <p>「2(2)⑥ハ 過去の経歴等による「同等以上の能力を有する者」として提出する場合は、現在に至るまでの経歴及び同等以上の能力を有することを証する書類」の項において、過去の勤務経歴でそれを同等以上と判断できる基準または具体例を示してほしい。</p>	<p>「同等以上の能力を有する者」については、過去の飛行経歴、実務経験等の内容について基本的な考え方を整理し、具体的には登録訓練機関の登録手続きの中で個別に審査を行うことを想定しています。</p>	無
2	<p>「2. 登録訓練機関の登録申請」の「(1)」の「1」について、法人にあつては法人番号の提出も行わせるようにした方が良く考える。</p>	<p>申請の添付書類として登記事項証明書を求めており、登記事項証明書には会社法人等番号が記載されています。</p>	無
3	<p>自社で社内訓練を同等訓練として実施する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修了証明書の交付なし</li> <li>・自社機に乗り組む場合は修了証明書の携帯を免除</li> <li>・自社機以外（プライベート含む）に乗り組む場合は別途登録訓練機関の訓練の訓練を受け発行された修了証明書の携帯が必要となりますが、回転翼の運航会社では、防災ヘリの運航受託を自家用運航として行っているところが多くあり、ドクターヘリのような航空運送事業の操縦士を兼ねている場合が多くあります。</li> </ul> <p>会社として当該教育を受講している記録がある操縦士については、全ての運航において修了証明書の携帯を免除できるようご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>修了証明書携帯義務免除の対象となるのは、運航規程に基づく訓練を受けた者が実施する運航規程に基づく運航としており、自家用運航については修了証明書の携帯の免除の対象とはなりません。</p>	無